

議案第8号

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜
実施要項の一部を改正する告示について

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項
の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

平成17年9月21日

沖縄県教育委員会

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の一部を改正する
告示

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項（平成12年沖縄県
教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

3の(7)のウの(イ)のaの表中「伊良部町立中学校」を「宮古島市立伊良部中
学校及び佐良浜中学校」に改める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

規則案の概要説明

県立学校教育課

1 改正の経緯及び必要性

平成17年7月26日に公布された「宮古島市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例」の第3条により、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部が改正された。

そのため、沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の一部を改正する必要がある。

2 案の概要

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項中、3の(7)のウの(イ)のaの委託検査場中「伊良部町立」を「宮古島市立伊良部中学校及び佐良浜」に改める。

3 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

	新	旧
3 一般入学	<p>3 一般入学</p> <p>(7) 学力検査</p> <p>ウ 検査の場所</p> <p>(ア) 原則として志願先高等学校とする。</p> <p>(イ) 通学区域が広域にわたる高等学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができる。</p> <p>a 委託検査場</p>	<p>3 一般入学</p> <p>(7) 学力検査</p> <p>ウ 検査の場所</p> <p>(ア) 原則として志願先高等学校とする。</p> <p>(イ) 通学区域が広域にわたる高等学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができる。</p> <p>a 委託検査場</p>

県立名護高等学校	県立宮古高等学校
県立久米島高等学校	県立八重山高等学校
県立知念高等学校 (久高中学校出身の志願者に限る。)	
県立伊良部高等学校 (宮古島市立伊良部中学校及び佐良浜中学校出身の志願者に限る。)	
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場	